

広島経済大学の新型コロナウイルスに対する行動指針レベルに関する判断基準

令和2年9月3日

行動指針レベル	感染拡大・収束の状況、政府・自治体等の要請レベル
0 通常	(感染状況)WHO・政府等により感染症の終息宣言が出されている状況、または広島県及び近隣府県において、2週間以上新規感染者がない状況 (要請レベル)政府・自治体等によるイベント・外出自粛等の要請が発出されていない状況
1 行動制限(最小)	(感染状況)国内において継続的に新規感染者が発生しているが、広島県では新規感染者が少数に留まっている状況 (要請レベル)政府・自治体等からイベント開催の必要性を検討するよう要請されている状況(一律の自粛要請ではない)
2 行動制限(小)	(感染状況)国内において継続的に新規感染者が発生しており、かつ広島県でも一定数の新規感染者があり、終息が見込めない状況 (要請レベル)政府・自治体等から大規模なイベントの開催自粛等が要請されている状況
3 行動制限(中)	(感染状況)国内において数百人規模で新規感染者が発生しており、かつ広島県及び近隣府県で一定数の新規感染者があり、感染拡大が続いている状況 (要請レベル)政府・自治体等から大規模なイベントの開催自粛や学校の臨時休校等が要請されている状況
4 行動制限(大)	(感染状況)国内において千人規模で新規感染者が発生しており、感染経路不明者が半数を超える、あるいは1週間程度で累積感染者数が倍加するなど感染拡大速度が加速されており、また広島県及び近隣府県で感染者が急増している状況 (要請レベル)政府の「緊急事態宣言」が発令され、広島県のいずれかの自治体が対象区域に指定された状況、また広島県及び近隣府県の自治体により、不要不急の外出自粛や往来自粛、学校の臨時休校等が要請されている状況

注:行動指針レベルの判断基準は、状況の変化に応じて見直すことがあります。